

原議保存期間	5年(令和12年3月31日まで)
有効期間	一種(令和12年3月31日まで)

警 視 庁 交 通 部 長  
各 道 府 県 警 察 本 部 長  
(参考送付先)  
警 察 大 学 校 交 通 教 養 部 長  
各 管 区 警 察 局 広 域 調 整 担 当 部 長

警 察 庁 丁 規 発 第 108号  
令 和 6 年 10 月 10 日  
警 察 庁 交 通 局 交 通 規 制 課 長

大規模災害発生時における交通情報収集の更なる推進について(通達)  
大規模災害発生時には、被災地域において生じる多数区間の通行止め、救出救助活動や復旧活動に係る車両の増加等により、通常とは異なる交通流や交通量の変化が長期間にわたって生じることが想定される。こうした状況においても、交通規制等により適切な交通管理を行い、被災地域の交通の安全と円滑を図ることは交通警察の大きな責務であるが、その前提として、当該地域の特殊な道路交通環境下における交通情報の収集が必要となる。

この点、交通管制エリア内の交通情報の収集については、平時から、交通監視カメラ、光ビーコン等による収集体制が整備されており、災害発生時にもこれらを活用することが可能である一方、同エリア外における交通情報の収集は、現場警察官による報告など限定的なものにならざるを得ない。令和6年能登半島地震において、交通管制エリア外における交通情報の収集の在り方に課題が生じたことも踏まえると、今後発生する可能性のある大規模災害に適切に対応するため、主に交通管制エリア外を念頭に、交通情報収集の必要箇所や手段をあらかじめ検討しておくことは意義があると考えられる。

各都道府県警察においては、下記の要領を踏まえ、交通情報収集必要箇所の選定、収集手段の検討を行うことなどにより、大規模災害発生時においてより的確な交通対策が実施できるよう、取組を進められたい。

#### 記

##### 1 交通情報収集必要箇所の事前の選定

各都道府県内の各地域で想定される様々な大規模災害の発生時に、交通流や交通量、主要地点間の所要時間等の交通情報を把握することが必要と見込まれる路線又は地点のうち、警察において直ちに把握できない路線又は地点を、交通情報収集必要箇所としてあらかじめ選定されたい。

なお、大規模災害発生時には、様々な活動を同時並行で行う必要があり、交通情報の把握や分析に過度の労力をかけることは想定できないことから、交通情報収集必要箇所や当該箇所に必要な交通情報の種類を真に必要なものに限定した上で、その中でも優先順位をつけるなど、実効的なものとなるよう留意されたい。

## 2 交通情報収集必要箇所における情報収集手段の検討

### (1) 道路管理者が保有する情報の活用

交通情報収集必要箇所において警察が必要とする交通情報は、道路管理者が設置するカメラ、交通量測定機器等の情報収集装置によって平常時から収集されている道路情報と重なる場合も想定されることから、大規模災害発生の際にそれらの情報の提供を速やかに受けることができるのであれば、交通警察活動にとって大変有用なものとなる。

各都道府県警察にあっては、選定した交通情報収集必要箇所において必要な情報（代替しうる類似の情報も含む。）について、道路管理者が保有しているか、保有している場合に提供を受けることが可能か、可能な場合には具体的にどのように受け取れるかなどについて、道路管理者から聴取を行い、大規模災害発生時の協力に関する了解を得るなど、調整を進められたい。

その際、大規模災害に関連して道路管理者が警察に対して要望する事項がないかなどについても併せて確認し、要望がある場合にはこれに前向きに応じるなどにより、迅速的確な災害対応のための警察と道路管理者との協力関係の強化にも取り組まれたい。

### (2) 臨時的な情報収集手段の確保

道路情報を活用することが困難な交通情報収集必要箇所については、各都道府県において機材を調達する、現地で交通整理に当たる警察官により交通量を調査する、移動する部隊車両により所要時間を計測するなどの様々な手段により情報収集することが考えられるところ、あらかじめ、その方法や体制等についても検討されたい。

なお、警察庁においては、今後大規模災害が発生した際に、簡易に設置・管理のできるカメラやトラフィックカウンターを国として調達し、被災地を管轄する都道府県警察に配布することを検討しているが、迅速で過不足のない調達・配布を実現する観点からも、交通情報収集必要箇所の把握、そのうち道路管理者からの協力を得られる箇所の把握等の事前の準備が重要となることに留意されたい。

## 3 訓練等を通じた情報収集の実効性の確保

上記2の検討により得られた諸対策について、各都道府県警察における災害対応訓練などの機会を捉えて、例えば、道路管理者からの情報の受取りや職員による情報収集要領等について訓練項目に盛り込むなど、実際に大規模災害が発生した際の実効的な情報収集に資する各種の取組を進められたい。